

会員事業所の皆様へ 【神奈川県】まん延防止等重点措置が適用されました

県では、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで感染の急増を回避することが重要と考え、国に対して、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を要請しました。これを受け、国は本県を、**4月20日から5月11日までの22日間**、まん延防止等重点措置の区域に指定しました。併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の3市を、「措置区域」に決定しました。

事業者の皆様には、さらなる感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言を回避するために、次の事項を徹底していただくよう強く要請します。

○ 4月21日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた21時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。

4月20日から5月11日までの間は、

・措置区域内の飲食店等は、営業時間は20時まで(酒類の提供は19時まで)

・その他区域内の飲食店等は、営業時間は21時まで(酒類の提供は20時まで)

- 飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただき取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設します。
- 時短要請に応じていただいた飲食店等の店舗には、協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。なお、4月20日からは、措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。
- いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。
- イベントは、人数上限を5,000人としてください。営業時間は、措置区域では20時まで、それ以外の区域では21時までとするようお願いします。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いします。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑え込むことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗り越えるよう、ご協力をお願いします。

県民・事業者の皆様に対する要請等の内容については、下記 URL よりご確認ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html>

各種補助金を含め事業者の方向けの様々な支援については、下記 URL より御確認ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている事業者の皆様へ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus2020/index.html>

【問合せ先】 0570-056-774 音声案内「2」(受付時間 平日9時~17時)